

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画										令和4年度外務省自己評価結果									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなこととして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的					
○		随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度にわたり随意契約となっている案件について要因分析を行った上で、ホームページで公表する取組を引き続き実施する。 随意契約によらざるを得ない調達についても、価格交渉を継続する。 契約監視委員会等の外部有識者による事後検証を実施する。 少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達を引き続き拡充する。 企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約による調達については、契約の性質が案件毎に異なり、即見直しとすることが実際は困難なケースも少なくないが、調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するためにも不断の見直しを行うことは不可欠であることから、主管課とも協力し、その改善に努める。 	A	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度にわたり随意契約となっている案件を、実施者が限られた要因を分析する等契約改善を引き続き図っていく。 外部有識者が参加する契約監視委員会において事後検証を四半期ごとに引き続き実施する。 少額随意契約についても、より競争性を確保するため、平成29年度に導入したオープンカウンタ方式による調達については、前年度実績を上回る件数を確保する。 企画競争案件の見直しを実施し、総合評価方式への移行を検討する。 	年度末	A	H27	<ul style="list-style-type: none"> 「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」に基づき、契約の公表を引き続き実施。 複数年度にわたり随意契約となっている案件の実態把握及び要因分析を行い、結果をホームページにて公表。 外部有識者による事後検証を実施。 オープンカウンタ方式の実施要領(平成29年度策定)に基づき、右方式による調達の更なる拡充を実施。 企画競争による随意契約案件の見直しを実施し、総合評価方式へ移行を促進。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度随意契約で調達した2件を総合評価方式にて調達を実施(システム案件)。 17件の汎用物品において、オープンカウンタ方式による調達を実施(前年度16件)。 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約における透明性の確保へ向け公表を引き続き実施。 随意契約において実施者が限られた要因の分析、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討を行う等、競争性のある契約への移行を促進。 	R4年9月	<ul style="list-style-type: none"> 契約の性質が案件毎に異なるため、一律的な見直し基準を設けることが困難なため、案件の性質に応じた取組を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「調達改善計画」に基づく公表により、実態の把握や実施者が限られた要因の分析を行い、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段の検討等を行っていく。 随意契約については、引き続き、その透明性の確保、性質に応じた取組を行っていくとともに、調達方式の改善が可能と認められた案件については、随時それを実施していく。 		
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度にわたり一者応札となっている案件を要因分析を行った上で、ホームページで公表する取組を引き続き実施する。 一者応札で受注している案件は、チェックリストの活用や事業者ヒアリング等により要因を分析するとともに、情報の共有や蓄積を図る。 資格要件の緩和、公告・準備期間の長期化及び調達規模の適正化を通じて、引き続き一者応札の改善に努める。 市場価格との比較がインターネットを利用して容易に出来る大量生産品について、市場価格よりも大幅に高値で調達している虞が高い案件について、合理的理由の存否の確認及び改善を検討する。 契約監視委員会における委員からの指摘事項については、改善策を検討すると共に、以降の契約監視委員会にて報告を行う取組を引き続き実施する。 		A	平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 過去の改善実績を踏まえ、一者応札となっていた案件において、5件以上を目標とし改善を目指す。 	年度末	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札案件を対象に事業者ヒアリング等により要因を分析し、公調達スケジュールの見直し等を実施。 複数年度にわたって連続して一者応札となっている案件について、実態把握及び要因分析を行い、結果をホームページにて公表。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度一者応札となっていた案件について、調達スケジュールの見直し等の取組により、24件において複数応札が確保され改善が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 「調達改善計画」の策定により行った一者応札見直しの取組により、事業単位の見直し等を図り、競争性の確保が図られた。 	R4年9月	<ul style="list-style-type: none"> 未だ一者応札である案件については、事業内容の特殊性・専門性が非常に高く、市場規模が小さいことから、右結果は直ちに改善につながらない面があるが、調達スケジュールの見直し等の取組を今後も継続して実行していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き調達改善及び一者応札の改善に努める。 		
	○	調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 電子メールにて見積書や請書等を徴収することにより、調達事務の効率化を推進する。 電子調達システムを利用した電子入札を実施することにより、事業者の負担を軽減し、競争参加の機会を拡大する。 当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、さらに電子契約の締結を推進する。 		A	令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加の機会を拡大するため、入札説明会等をWeb会議アプリを利用して実施する取組を推進する。 当省との契約件数が多い者、既に電子契約実績のある事業者を中心に、前年度を上回る電子契約の締結を目指す。 	年度末	A	R3	<ul style="list-style-type: none"> コロナ情勢下において競争性の確保を継続するため、Web会議アプリを利用した説明会や審査を実施。 電子契約の締結推進を調達担当者に周知。 	B	—	<ul style="list-style-type: none"> コロナ情勢下において競争性の確保を継続するため、Web会議アプリを利用した説明会や審査を実施。 電子契約の締結推進を調達担当者に周知。 	R4年4月	<ul style="list-style-type: none"> 電子契約を行う際には相手方業者においても社内調整などが必要となることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> Web会議用アプリを利用した説明会については、対面と遜色なく実施が可能であったため、今後もWeb会議用アプリを利用して実施する予定。 		
	○	電力調達、ガス調達の改善	<ul style="list-style-type: none"> 電力調達について、外務本省は従来から一般競争入札を行っており、研修所等小規模庁舎は平成29年度に一般競争入札への移行を完了。昨年度に引き続き、研修所等小規模庁舎については再生可能エネルギー比率を100%とした電力を調達する。 ガス調達について、外務本省は従来から一般競争入札を行っており、研修所等小規模庁舎は平成30年度から一般競争入札に移行するも応札者不在による不調が続いており、新規事業者の発掘が課題。 		B	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 研修所等小規模庁舎の電力調達については、昨年度同様、供給する電力の再生可能エネルギー比率を100%とする。また、経済性を確保するため、再生可能エネルギー電力の調達についても複数入札となるよう努める。 研修所等小規模庁舎のガス調達については、入札不参加事業者ヒアリングを行う等、引き続き一般競争入札にて複数入札となるよう努める。 	上半期	B	H28	<ul style="list-style-type: none"> 外務本省及び外務省研修所等小規模庁舎の電力調達については、平成29年度に一般競争入札への移行を完了。 ガス調達について、外務本省の一般競争入札への移行は完了。小規模庁舎についても競争入札を実施。 外務省研修所等小規模庁舎の電力調達について、供給する電力の再生可能エネルギー比率を100%として競争入札を実施。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 小規模庁舎の電力調達について、供給する電力の再生可能エネルギー比率を100%とする案件を付して、1件の調達を実施。一般競争入札にて複数入札を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力調達について、外務本省及び外務省研修所等小規模庁舎の一般競争入札への移行を完了。 ガス調達について、外務本省の一般競争入札への移行を完了。長く一者応札が続いていたが、令和4年度においても複数者応札を確保した。小規模庁舎についても、平成30年度から一般競争入札を実施しているが、令和4年度も応札者がなく不調となったため、既存の随意契約を継続。 	R4年4月	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー価格が高騰しており、今後の電力調達における再生可能エネルギー比率については、電力市場の状況を注視した上で検討していく必要がある。 電気と異なり、ガス供給事業者は未だ限られており、契約後はガス漏洩等の確認義務が発生するため、ある程度のスケールメリットがないと参入者は見込めない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、小規模庁舎についても新規事業者の発掘に努める。 		
○		調達予定情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の一般競争入札案件について、今年度の調達予定時期や前年度の契約金額(単価契約の案件については契約時の予定調達額)を年2回ホームページに掲載し(年度開始時に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を見直したものを掲載)、新規事業者の発掘のため積極的に情報発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業者の発掘を行うことは、一者応札の改善や調達行為の競争性、公平性、透明性を確保するために有効な方法のひとつであることから、当省ホームページを活用し、積極的に情報発信を行うもの。 	A	令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、年度開始時に通年分、第3四半期時に下半期分の調達予定情報を更新し、年2回の情報発信を行う。 	年度末	A	R2	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度下半期分の一般競争入札案件につき、今年度における実施の有無、実施予定時期を主管課へ確認し、令和4年度における調達実施予定時期及び令和3年度の契約額を当省ホームページに掲載予定。 	B	—	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度上半期分の調達予定情報をホームページに掲載。 	R4年4月	—	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報発信により、前年度一者応札となった案件について、5件程度を目標とし改善を目指す。 		

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
1 汎用的な物品・役務 汎用的な物品・役務の調達に関し、引き続き仕様や調達方式の見直しを行い、競争性の向上及び事務合理化を図る。	継続	-	・オープンカウンタ方式により17件の汎用物品において調達を実施(前年度16件)。	・個別の案件毎に同等品等を活用する等の仕様の点検・見直しを実施。
2 システム関係経費 システム関係経費は、調達金額総額の大きな割合(10.4%)を占めており、国庫債務負担行為の活用(複数年度契約の検討)等を行い、調達事務コストの軽減や中期的な展望に立った事業計画の立案と安定したシステムの構築に努めていく。また、前年に引き続き、随意契約改善の一環として、企画競争案件の見直しを実施し、総合評価落札方式への移行を検討する。加えて、専門的・技術的見地から調達の妥当性を確認するためにデジタル統括アドバイザー(デジタル庁併任)を活用していく。	継続	○	・国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結したシステム案件は15件(前年度16件)。 ・7件のシステム案件において総合評価落札方式を導入。	・デジタル統括アドバイザーを活用し、決裁の前段階での仕様書の内容、単価、工数等の妥当性の審査に加え、予算要求作業の段階においても右記アドバイザーによるヒアリングを実施し、システム関係経費のコスト削減等改善を実施。
3 調達改善環境の醸成 ・調達手続きに関する習熟 ・調達改善ノウハウの向上(省内HPの改定等)	継続		-	・調達手続等の省内実務者向け研修を実施。 ・標準化契約書や調達手続決裁書等の改訂を適宜実施し、調達改善ノウハウの向上に努めた。
4 調達情報の公開 電子調達システムにおいて、調達に係る仕様書、契約情報を公表し、引き続き、事業者の利便性及び新規参入者の促進を図る。	継続		-	・契約書案、仕様書等を電子調達システムにて公表することで透明性を図り、一般競争入札等における新規参入を促した。
5 クレジットカードの活用(クレジットカード会社を通じた水道料金の支払い)	継続		-	・引き続き、水道料金の決済業務について、クレジットカードのパーチェシング方式を活用。現金の取扱い及び銀行へ直接出向く支払手続が省略され、事務コストを削減。
6 国庫債務負担行為の活用(上記2以外についても複数年度契約を検討)	継続		・複数年度にわたって事務・事業を実施することにより合理性が認められる事務機器借入れ等について、国庫債務負担行為による複数年契約の拡充を実施。新規国庫債務負担行為は14件(システム案件を除く)であった(前年度27件)。	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中谷 和弘・教授(東京大学大学院法学政治学研究科)】 意見聴取日【令和4年10月17日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○入札仕様等の弾力的な設定について	○入札案件の仕様等の諸条件については、固定化せず、昨今の世界情勢等をも勘案して、適宜見直しすることにより複数の応札者が得られるよう追求すべきではないか。	○昨今の情勢に敏感に対応し、応札者にとって過度な条件とならないよう努めるとともに、より確実な調達の観点を含めて実施していく。

外部有識者の氏名・役職【三苫 裕・弁護士(長島・大野・常松法律事務所)】 意見聴取日【令和5年4月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○適正な予定価格の設定と運用について	○今日、人件費を中心に価格が上昇しており、公共工事など入札不成立で随意契約となる場合が多い。入札不成立で繰り返し手続を行うなどの事務負担を避ける意味でも、予定価格の算定方法もできるだけ実態の市場価格を反映させるべきではないか。また、算定にあたり内部で統一された運用を設定すべきではないか。	○今後検討を行い、統一性のある算定方法を整理する。
○ベンダーロックインの解消について	○次期システムの開発をする際に、現行システムを引き継がないと構築できないものがあると承知するが、一方で現行業者に現有システムの分析をさせると、現行業者が継承する流れが強まる。システム更改に先立つ調査の時点で第三者の知見を入れるべきではないか。事業者の棲み分けができてしまい、入れ替えが容易に行われなくなることを防ぐため、今後、構想段階からのプロセスを再検討することが望まれる。	○第三者の知見としてデジタル統括アドバイザーを活用した事業者の選定等実施していくとともに、今後の選定方法について検討していく。

外部有識者の氏名・役職【宮本 和之・公認会計士(宮本公認会計士事務所)】 意見聴取日【令和5年4月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○随意契約案件の価格の妥当性の検証及び業務終了後の履行内容確認について	○随意契約となった案件について、契約金額が相手側企業の提示のままになっていないか、妥当性の判断基準を明確にするべきではないか。また、事業終了後にも支出内容を把握しチェックすることが望ましく、今後、事業者からの報告の受け方などを仕様書などに明確に記載するなどした方がよい。	○仕様書などの整備を通じて判断基準の具体化を進め、事前に内容を細かくチェックするとともに、終了後に履行内容の報告を受け、価格の妥当性を判断していくよう努める。

外部有識者の氏名・役職【門伝 明子・弁護士(エンデバー法律事務所)】 意見聴取日【令和5年4月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○コンサルティング業務の調達における中立性の確保について	○コンサルによる適正な第三者評価を実施する際は、コンサルと評価対象との利害関係の有無についてチェックする仕組みや、誓約書の提出により利害関係による弊害を排除する仕組みを検討することが望ましい。	○募集、選定審査のそれぞれの段階でチェックできる機能を検討していく。

外部有識者の氏名・役職【増井 良啓・教授(東京大学大学院法学政治学研究科)】 意見聴取日【令和4年10月17日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○入札公告期間について	○価格競争を十分に行うためには、より多くの参加が望ましい。一者応札の解消の観点からも、できるだけ公告期間を長く設けることは有力な手段であり、応札者の増加に効果的と思われる。	○できるだけ早期に調達を開始し、競争性のある適切な調達を行うこととする。